

## 住民環境課からののお知らせ 年金

問 住民環境課 年金係  
☎476-1111(123・126)

国民年金は、経済的な理由や失業などにより国民年金保険料を納付することが困難な場合には保険料の免除を申請することができます。

保険料を未納のままにしていると、将来の年金(老齢年金)だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じた時に、「障害年金」や「遺族年金」等が受けられなくなる場合があります。

### ※納付が困難な方のための「保険料免除制度」

所得の少ない方や経済的な理由などで保険料の納付をすることが困難な方は、申請して認められれば免除となります。

※申請免除には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります。

### ※「申請免除・納付猶予制度」

本人と配偶者の所得が一定以下の50歳未満の方は、申請により保険料の納付を猶予されます。また、10年間は後から納付(追納)することが可能です。

※学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例制度を申請してください。

#### 【手続きに必要なもの】

・申請免除・・・年金手帳・印鑑

※失業された方で免除を希望される方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すると、前年度の所得に関係なく免除される特例もありますのでご相談ください。

### 平成30年度の免除の受付・申請について

・受付：平成30年7月1日から開始

・申請できる期間：平成30年7月分～平成31年6月分まで

※過去2年(申請月2年1ヶ月前までの月分)まで免除を申請することができるようになりました。

過去2年間に未納のある方は、ご相談ください。

#### 【一部免除の承認を受けた方へ】

一部免除の承認を受けたのに、残り部分を納めないで全額納めていない期間(未納期間)と同じ扱いとなります。未納期間は、年金を受け取る受給資格期間には算入されませんし、受給額にも反映されません。納付期間から2年を過ぎると時効により納めることができなくなりますので、納め忘れがある方は、早めに納めましょう。

#### 【申請及びお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

住民環境課年金係 ☎099-476-1111(内線126)